

社会福祉法人室蘭福祉事業協会養護老人ホーム組織規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人室蘭福祉事業協会が設置経営する養護老人ホーム(以下「施設」という。)の組織及び事務分掌について必要な事項を定めることを目的とする。

(施設長)

第2条 施設に施設長を置く。

- 2 施設長は施設の業務を統括する。
- 3 施設長に事故あるときは、次長がその職務を代行する。

(課長)

第3条 施設に業務課長を置く。

- 2 課長は施設長を補佐し、次の業務を分掌する。
 - (1) 総務事務に関する事項
 - (2) 施設利用者の処遇に関する事項
 - (3) 在宅福祉サービス事業に関する事項
 - (4) 前各号のほか、施設長の命による業務に関する事項

(係の設置)

第4条 施設に次の係を置く。

総務係、相談係、支援係、看護係

- 2 係に係長及び必要な職員を置く。
- 3 前項に定めのもののほか、必要に応じて主査、主任を置くことができる。

(事務分掌)

第5条 係の事務分掌は、次のとおりとする。

総務係

- (1) 職員の人事及び給与に関する事項
- (2) 職員の勤務条件及び福利厚生に関する事項
- (3) 諸規程、文書、刊行物に関する事項
- (4) 法人印の保管に関する事項
- (5) 財産の管理に関する事項
- (6) 予算及び決算に関する事項
- (7) 金銭の出納に関する事項
- (8) 物品の購入、出納及び保管に関する事項

- (9) 寄付金品の受け入れに関する事項
- (10) 各種契約に関する事項
- (11) 利用者の預り金等に関する事項
- (12) 在宅福祉サービス事業に関する事項
- (13) 関係機関等との連絡調整に関する事項
- (14) 官公署に対する許認可等の申請、届出に関する事項
- (15) 防災に関する事項
- (16) 各種補助金の申請受理に関すること。
- (17) 借入金の借入、償還に関すること。
- (18) 損失補償に関すること。
- (19) 損害補償に関すること。
- (20) 被服の貸与に関すること。
- (21) その他他の所管に属しない事項
- (22) 施設の維持管理に関する事項
- (23) 車輛の維持管理に関する事項

相談係

- (1) 利用者の処遇計画と実施に関する事項
- (2) 特定施設サービス計画に関する事項
- (3) 利用者が利用する居宅介護サービス等に関する事項
- (4) 利用者及びその家族の相談に関する事項
- (5) 利用者及びその家族からの苦情に関する事項
- (6) 利用者に係る事故発生の防止及び発生時の対応に関する事項
- (7) 地域との連携、交流に関する事項
- (8) 生活機能の改善・維持に関する事項
- (9) 利用者の入所、退所その他変更、異動手続き事務に関する事項
- (10) 利用者の死亡に伴う遺留金品等に関する事項
- (11) 利用者の貸与品、支給品の配分計画に関する事項
- (12) 利用者の生活保護法及び老人福祉法・介護保険法等福祉関連法の事務に関する事項
- (13) 利用者の連絡調整に関する事項
- (14) 利用者の行事、催し物の計画と実施に関する事項
- (15) 利用者の教養、娯楽の計画と実施に関する事項
- (16) 利用者の処遇に関する各職種間の連絡調整に関する事項
- (17) 短期宿泊事業に関する事項
- (18) 利用者の記録、調査及び統計に関する事項
- (19) 利用者の処遇に係る調査研究に関する事項

(20) 利用者の入退所等の送迎に関する事項

(21) その他利用者の処遇に関する事項

(介護支援専門員)

- (1) 利用者の特定施設サービス計画の作成及び変更に関する事項
- (2) サービス担当国会議の開催に関する事項
- (3) 特定施設サービス計画の実施状況の把握及びその管理に関する事項
- (4) 受託居宅サービス事業者への委託に関する事項
- (5) 受託居宅サービス事業者との連絡調整・情報交換に関する事項
- (6) 利用者及びその家族に対するサービス提供内容等の情報提供
- (7) 利用者及びその家族に対するサービスに要する費用等の説明
- (8) 利用者の在宅復帰及び在宅支援の検討
- (9) その他利用者への介護支援に関する事項

(栄養士)

- (1) 利用者の心身の状況に合った食事の提供に関する事項
- (2) 利用者の嗜好調査に関する事項
- (3) 調理、配膳等に関する事項
- (4) 給食物品の購入検収、出納保管に関する事項
- (5) 調理室、食堂、保管庫等の管理に関する事項
- (6) 栄養指導に関する事項
- (7) 給食に関する調査、研究に関する事項
- (8) その他栄養に関する事項

支援係

- (1) 利用者への日常生活上の世話に関する事項
- (2) 利用者の生活相談に関する事項
- (3) 利用者の生活環境の改善、教養娯楽の普及及び奨励に関する事項
- (4) 利用者の貸与品、支給品の出納保管に関する事項
- (5) 利用者の寝具、衣類の洗濯及び消毒に関する事項
- (6) 利用者の居室及び浴室、洗濯室等の管理に関する事項
- (7) 静養質入室者への特別介護に関する事項
- (8) 施設内の清掃に関する事項
- (9) 利用者への身体拘束の廃止に関する事項
- (10) その他利用者への支援・介護に関する事項

看護係

- (1) 利用者及び施設の保健衛生管理に関する事項

- (2) 利用者への医師の指示に基づく診療の補助及び看護に関する事項
- (3) 利用者の機能回復に関する事項
- (4) 利用者及び職員の健康管理に関する事項
- (5) 感染症、食中毒の予防及び蔓延の防止に関する事項
- (6) 協力病院・協力歯科医療機関との連絡に関する事項
- (7) 静養室の管理に関する事項
- (8) その他利用者の看護に関する事項

(係長等の職務)

第6条 係長は、上司の命を受けてその係の属する職員を指揮監督し、係の業務を掌握する。

2 係員は、上司の命を受けて担当業務を処理する。

附則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。